



国 総 海 第 3 号
令和元年5月17日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

標記について、今般、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第百六十三号）」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第三号）」が公布され、令和元年6月1日（船舶において使用される燃料油中の硫黄含有率の規制強化にあつては令和2年1月1日）より施行されることとなった。

改正についての概要等は、別添のとおりであるので、御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。

平素より大変お世話になっております。

国土交通省総合政策局海洋政策課の堀之内と申します。

この度、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に関し、政令及び省令の改正がございましたのでお知らせさせていただきます。

改正内容詳細については同封の通知及び別添に記載させていただいており、また関係条文の改正案文、新旧対照表も同封させていただいておりますが、今回の改正は、国際海事機関（IMO）において、①バルティック海海域での船舶からのふん尿等の排出の規制強化及び②船舶において使用される燃料油中の硫黄含有率の規制強化が決定されたことに伴い、同規制を国内法令において担保するためのものです。

本件についてご不明な点がございましたら、お手数ですが以下に記載の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

連絡先

国土交通省総合政策局海洋政策課
企画係長 堀之内

電話：03-5253-8266

E-mail：horinoutchi-t2pt@mlit.go.jp